

令和3年9月29日

屋外広告物関係団体各位

東京都都市整備局都市づくり政策部
屋外広告物担当課長 森澤 直毅

屋外広告物の消灯についての引き続きのお願い

日頃より東京都の屋外広告物行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

また、本年4月23日以降お願いした緊急事態宣言期間中等の屋外広告物の消灯についてご協力いただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和3年7月12日から発出されていた国の緊急事態宣言が、9月30日で解除されることとなりました。

皆様には、長期間に渡りご協力いただき、重ねて感謝申し上げます。

一方で、新型コロナウイルスの脅威が未だ残る状況から、リバウンドによる再度の医療逼迫を避けるためにも、感染を一層、抑制していく必要があり、都においては、10月1日から「リバウンド防止措置期間」とすることとしました。

これまで屋外広告物の消灯についてご協力をお願いしていたところですが、早めの帰宅を促すためにも、リバウンド防止措置期間中における飲食店等への時短要請に合わせ、屋外広告物の21時以降の消灯について、引き続きご協力をお願いいたします。

関係団体の皆様におかれましては、この旨会員の皆様へのご周知を、お願いいたします。

なお、国の基本的対処方針や都の取組、業種ごとの感染拡大防止ガイドラインを遵守徹底し、更なる感染防止に努めるなど、引き続き適切な対応をお願いいたします。

(連絡先)

都市整備局 都市づくり政策部

緑地景観課 屋外広告物担当

電話 (ダイヤルイン) 03 (5388) 3357

メール S0000169@section.metro.tokyo.jp